

あけまして  
おめでと  
うございます



# 村上会計だより

編集 発行人  
村上税理士事務所  
税理士 村上行雄  
税理士 村上慎一  
〒933-0843  
高岡市永楽町1-2  
TEL 0766(24)2030(代)  
FAX 0766(24)2160  
<http://murakami.zei-mu.com>

## 1月 (睦月) JANUARY

1日・元日

11日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	.	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

### ワンポイント 吟醸酒

日本酒（清酒）は、正月には欠かせないお酒といえます。清酒の中でも高級酒と言われている吟醸酒は、精米歩合60%以下のものを指します。たとえば精米歩合60%の場合は、玄米の表層部を40%削り取ることをいいます。ちなみに、通常の清酒は75%以下、家庭で食べる白米は92%程度の精米歩合です。

## 1月の税務と労務

- 国 税 / 給与所得者の扶養控除等申告書の提出  
本年最初の給与支払日の前日
- 国 税 / 報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出  
2月1日
- 国 税 / 源泉徴収票の交付、提出  
2月1日
- 国 税 / 12月分源泉所得税の納付（納期の特例を受けている事業所は7～12月分）  
1月12日  
上記の納期の特例適用者で、納期限の特例に関する届出書を提出している場合 1月20日
- 国 税 / 11月決算法人の確定申告  
（法人税・消費税等）  
2月1日
- 国 税 / 5月決算法人の中間申告  
2月1日
- 国 税 / 2月、5月、8月決算法人の消費税の中間申告  
（年3回の場合）  
2月1日
- 地方税 / 固定資産税の償却資産に関する申告  
2月1日
- 地方税 / 給与支払報告書の提出  
2月1日
- 労 務 / 労働保険料の納付（第3期分）  
2月1日  
（労働保険事務所組合委託の場合2月15日まで）

# 会社法活用のポイント

## 会社の機関の見直し、定款の見直し

### 会社の機関の見直しと留意点

現行の会社法が施行されるよ  
りに設立された株式会社の場合、当時の株式会社設立には  
発起人が七名以上必要であった  
ことから、知人などに株式を引  
き受けてもらっていたり、また、  
取締役も三人以上必要であった  
ことから、名義を借りて取締役  
に就任してもらったりしている  
会社が多くあります。

新会社法の施行により、小規  
模な会社の場合でも、実態に合  
った機関設計が可能になってい  
ますので、この際、会社の機関  
を再度設計し直して変更してみ  
てはいかがでしょうか。以下、  
その場合のポイントについて説  
明いたします。

#### [ 1 ] 会社の機関設計の 自由度が向上

会社法の施行により、会社機  
関の設計の自由度が向上しまし  
た。取締役一名のみの株式会  
社も認められており、自社の実態  
に合った機関設計が可能です。  
特に、名義を借りている取締役  
(名目的取締役)がいる場合、名  
義を借りているだけであつても  
経営責任を負わなければならな  
い場合があるため、考慮する必  
要があります。

取締役が一名のみの機関設計  
でも認められるようになったの  
は、非公開会社(すべての株式  
について譲渡制限のある株式会

社)です。監査役や代表取締役  
などの設置は任意となつていま  
す。これに対して、公開会社の  
場合は、取締役会の設置が義務  
付けられています。

#### [ 2 ] 株式の譲渡制限

株式についての譲渡制限がな  
い場合は、これを設けるか否か  
についても検討しましょう。一  
般的に、株式の譲渡制限を設け  
た方が株式の分散を防止するこ  
とができ、経営の安定化を図る  
ことが容易になると言えます。  
この譲渡承認は、

代表取締役の権限事項と  
する(取締役会非設置会社  
の場合でも)こと

株主総会の権限事項とす  
る(取締役会設置会社の場合  
でも)こと

株主間の譲渡、特定者へ  
の譲渡について承認不要と  
すること

なども定款記載により可能とな  
りました(会社法一三九条一項  
ただし書き)。

#### [ 3 ] 取締役の責任

取締役には、代表取締役や他

の取締役の行動を監視する役割  
があります。役員などが、その  
職務を行うについて悪意や重大  
な過失があつたときは、当該役  
員などは、これによつて第三者  
に生じた損害を賠償する責任を  
負うことになっています(会社  
法四二九条)。

また、役員などが第三者に生  
じた損害を賠償する責任を負う  
場合、ほかの役員なども当該損  
害を賠償する責任について、こ  
れらの者を連帯債務者とするこ  
とが規定されています(会社法  
四三〇条)。

取締役として、株式、新株予  
約権、社債もしくは新株予約権  
付社債を引き受ける者の募集を  
する際に通知しなければならな  
い重要な事項についての虚偽の  
通知、または当該募集のための  
当該株式会社の事業そのほかの  
事項に関する説明に用いた資料  
についての虚偽の記載もしくは  
記録、計算書類および事業報告、  
ならびにこれらの付属明細書な  
らびに臨時計算書類に記載し、  
または記録すべき重要な事項に  
ついての虚偽の記載または記録、  
虚偽の登記、虚偽の公告などの

行為が、原則、損害賠償を行う対象となります。

(代表)取締役が第三者に対して損害を与えた場合、事業に従事しない形だけの取締役(名目的取締役)であるからといって、取締役の責任を免れるわけではありません。過去の判例(最高裁判例)において、名目的取締役も損害賠償責任を負うとされたものがあります。名目的取締役の場合であっても、取締役の責任を負うものと考えることが相当であると思います。

別の観点からしますと、役員として業務に従事しない者を取締役として登記をすること自体に問題があると言えます。会社法では、「不実の登記」として、故意または過失によって不実の事項を登記した者は、その事項

が不実であることをもって善意の第三者に対抗することができないこと(会社法九〇八条第二項)と定められています。

#### [4] 株主の構成

さらに、株主の状況を再度確認する必要があります。会社法によって、少数株主の権利が強化されています。名義だけの株主がいるのであれば、会社として、株式のあり方を検討し、必要であれば買い取ることも視野に入れておくことが望まれます。

なお、五年間音信不通の場合には、その株式を取締役会の決議によって競売、買取りすることが可能です(会社法一九七条)。会社の実態にあった株主構成が望まれます。

## 定款の見直し、変更とそのポイント

### [1] 会社の定款とは

会社の定款は会社の基本的事項を定めたもので、会社の「憲法」と言えるものです。

定款には、会社設立時に公証人の認証を受けたもの(これを「原始定款」と呼んでいます)と、現行定款があります。現行定款は、本店の所在地の変更や目的

の変更などによって、その都度内容を変更する必要があります。

定款を変更するには、特則に掲げる事項を除き、株主総会の特別決議が必要となります(会社法四六六条)。

特別決議とは、原則として株主総会において議決権を行使できる株主の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二以上の賛成で決議するものです。

定款の記載事項には、「絶対的記載事項」、すなわち、必ず記載または記録しなければならない事項(原始定款)として、

#### 目的

#### 商号

本店の所在地

設立に際して出資される財産の価額またはその最低額

発起人の氏名または名称および住所

があります。

そのほか、定款の定めがなければその効力が生じない事項として「相対的記載事項」があります。これには、種類株式に関する事項、取締役の責任の減免

に関する事項などがあります。また、法律の規定に違反しない自由に記載することができ「任意的記載事項」があります。

たとえば、定時株主総会の招集時期や議長、取締役の人数、事業年度などがあります。

以上のように、定款には必ず記載しないと無効となる事項、定款に定めなければその効力が生じない事項、自由に記載することができるとある定款を作成することができません。

### [2] 検討事項

定款の見直しをする際、検討する事項としては、会社の機関(取締役会の設置、監査役会の設置、会計参与の設置など)、取締役の人数、取締役などの役員の任期、監査役の権限、公告方法などを再度検討されるとよいでしょう。会社法施行後、積極的に定款を見直し変更しなければ、定款に定めがあるものと見なされるいわゆる「みなし規定」が適用されますので、積極的に定款を見直し、自社に合った定款を作成しておくことが大切です。

## 下がり続ける給与

高い失業率、低い物価上昇率が、勤労者の給与を引き下げています。

これが、景気回復を遅らせる大きな要因になると懸念されています。現状は、ガソリン価格の下落などによって、勤労所得者の物価調整後実質給与が横ばいです。そのために、名目給与と所得が減っても、生活実感としては、一般の人はあまり深刻に考えない傾向にあります。しかし、多額のローンを抱える勤労者にとっては、返済や金利支払いが重くのしかかります。

景気の回復とともに、給与水準も上がるとする楽観論がある一方で、失業者が増えれば、賃金面では雇用側に有利に働き、給与を引き下げる圧力になります。2010年の終わりまではこの状態が続くだろうとみる意見も強いものとなっています。

給与水準が下がれば、失業率が好転すると予想するエコノミストもいますが、たと

え失業率は改善されても、手取り給与が減れば、勤労者たちは借金の返済に支障をきたし、それだけでなく、これによりデフレ・スパイラルが発生する危険が出てきます。

これは、1930年代の大恐慌時と1990年代の日本で起きました。収入が減れば、借金の返済や金利支払いのために、他の支出を節約せざるをえない事態となります。支出が後退すれば、経済には大きな痛みになるのです。その悪循環がデフレ・スパイラルです。

デフレ環境では、勤労者は手取り給与が減っても、物価が下がるので痛みは軽減されます。2008年は、原油価格の急落のおかげでガソリンが安くなり、それでアメリカでは、勤労者の物価調整後の実質給与は上がる結果になりました。

物価下落による給与所得者の安堵はあくまで一時的なもので、デフレは経済にとって面倒なものです。

## 失われた世代

世界中で失業率が高まっていますが、中でも若者たちが受けている被害は限りなく大きいものです。社会人としての門出で、仕事を体験することができないというところは、彼らの人生に深刻な影響を与えています。雇側の企業においても、若い力を欠くことは、将来に懸念を残すのです。

一九九五年以来、就職氷河期

を迎え、ロス・ジェネレーションと呼ばれる年代層が生まれました。二五〜三四歳の年齢層の約三〇万人が派遣や契約社員となりました。十年前は二〇〇万人でした。若者たちが甘やかされて育ち、正規社員をめざすよりフリーターを好むことに問題があると非難する日本人は少なくありませんが、経験者を優遇する経営者の姿勢に責任があるとする意見もあります。

## 勝って兜の緒を締める

20世紀は自然を征服する世紀でしたが、21世紀は人々を理解する世紀になるだろうといわれています。

その中で「検索」は重要な地位を占めます。そして、山の頂上を目指すことはさほど難しいことではないが、頂に立って世界の頂点にあると考えてしまうことが恐ろしいと考えるのが、検索エンジンでの成功者Googleの考え方です。

飛ぶ鳥を落とす勢いのGoogleですが、経営者をはじめ、技術者たちも決してこれまでの成功に酔ってはいません。

画像や映像の交換サイトであるYouTubeを買収したほか、オンラインのアプリケーション利用、オペレーティング・システムにも手をつけているGoogleですが、いずれも売上げ的には見るべきものではありません。

依然として検索エンジンがらみの広告収入依存が続いているのです。